



鳥取県公報

平成12年 8月18日(金)

第7207号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	町の区域の変更等（市町村振興課）	1
	土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市計画課）	5
◇ 公 告	相互共済事業に係る平成11年度の経営状況（管財課）	5
	消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施（消防課）	6

告 示

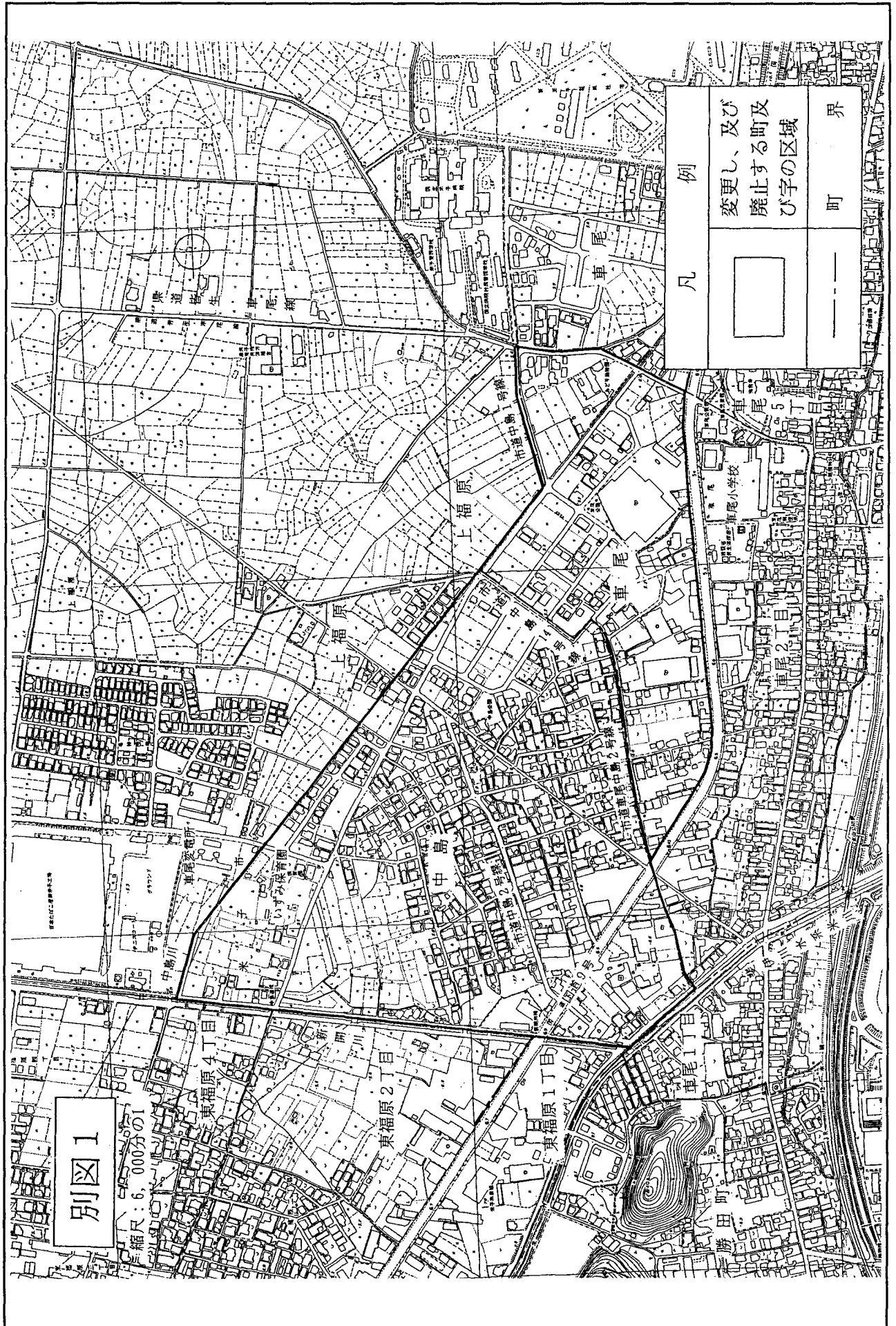
鳥取県告示第487号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、米子市長から別図1に示す区域内の町の区域を変更し、並びに字の区域を変更し、及び廃止し、当該区域をもって別図2のとおり町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この町の区域の変更、字の区域の変更及び廃止並びに町の区域の新設は、平成12年12月1日からその効力を生ずる。

平成12年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博





新たに画する町 の名称	同左の区域の境界線（平成11年11月22日現在の地番等による。道路又は水路を分ける線は、それぞれの線の延長線又は2線の端を結ぶ直線とする。）
中島一丁目	中島字西原大境と東福原二丁目の境界線、中島字大境と東福原二丁目の境界線、中島字大東沢と東福原二丁目の境界線、中島字下古地井手添と東福原二丁目の境界線、中島字下古地井手添と東福原四丁目の境界線、中島字下古地井手添と上福原字西葭池の境界線、中島字下古地井手添と上福原字西中江の境界線、中島字上古地井手添と上福原字西中江の境界線、中島字上古地井手添と上福原字道中江の境界線、中島字井手中江と上福原字道中江の境界線、中島字上井手中江20の2、20の1、18の2の各東筆界、中島字上井手中江18の3の北筆界、中島字荒神前103の4、103の12、103の6、107の10、107の11、106の1、106の7、105の2の各南筆界、市道中島2号線の北側線、中島字荒神前119の5の南筆界、中島字荒神前119の9の南筆界及び西筆界、中島字澤ノ上220の3の北筆界の延長線と中島字荒神前119の9の西筆界が交わる点、中島字澤ノ上220の3の北筆界及び西筆界、中島字澤ノ上220の5の北筆界、市道中島2号線の北側線、中島字米川大境404の13の南筆界及び西筆界、中島字米川大境404の4、404の2の各西筆界、中島字米川大境404の3の南筆界及び東筆界、中島字米川大境と中島字西原大境の境界線
中島二丁目	中島字米川大境と東福原一丁目の境界線、中島字米川大境と東福原二丁目の境界線、中島字米川大境と中島字西原大境の境界線、中島字米川大境404の3の東筆界及び南筆界、中島字米川大境404の2、404の4の各西筆界、中島字米川大境404の13の西筆界及び南筆界、市道中島2号線の北側線、中島字澤ノ上220の5の北筆界、中島字澤ノ上220の3の西筆界及び北筆界、中島字澤ノ上220の3の北筆界の延長線と中島字荒神前119の9の西筆界が交わる点、中島字荒神前119の9の西筆界及び南筆界、中島字荒神前119の5の南筆界、市道中島2号線の北側線、中島字荒神前105の2、106の7、106の1、107の11、107の10、103の6、103の12、103の4の各南筆界、中島字上井手中江18の3の北筆界及び東筆界、中島字上井手中江18の5の東筆界、中島字中島東と上福原字井手中江の境界線、中島字中島東と上福原字南中江の境界線、中島字中島東と車尾字土橋の境界線、車尾字土橋1673の東筆界、南筆界及び西筆界、車尾字参番割東1004の1の北筆界、車尾字三番割1003の2の北筆界及び西筆界、車尾字三番割996の2、994の4の各南筆界、市道車尾中島2号線の南側線、車尾字三番割975の5の南筆界、車尾字三番割975の2の東筆界、南筆界及び西筆界、車尾字三番割974の2の南筆界、市道車尾中島2号線の南側線、車尾字参番割西858の2の東筆界及び南筆界、車尾字参番割西857の4の南筆界、車尾字参番割西857の3の南筆界及び西筆界、車尾字参番割西857の6、853、851の21、852の5、851の22、851の20の各南筆界、車尾字参番割西850の5の南筆界及び西筆界、車尾字参番割西847の8の南筆界及び西筆界、中島字壺本松と車尾字参番割西の境界線、中島字壺本松と車尾二丁目の境界線、中島字長光寺と車尾二丁目の境界線、中島字長光寺と車尾一丁目の境界線、中島字米川大境と車尾一丁目の境界線
車尾三丁目	車尾字参番割西と中島字壺本松の境界線、車尾字参番割西847の8の西筆界及び南筆界、車尾字参番割西850の5の西筆界及び南筆界、車尾字参番割西851の20、851の22、852の5、851の21、853、857の6の各南筆界、車尾字参番割西857の3の西筆界及び南筆界、車尾字参番割西857の4の南筆界、車尾字参番割西858の2の南筆界及び東筆界、市道車尾中島2号線の南側線、車尾字参番割974の2の南筆界、車尾字参番割975の2の西筆界、南筆界及び東筆界、車尾字参番割975の5の南筆界、市道車尾中島2号線の南側線、車尾字三番割994の4、996の2の各南筆界、車尾字三番割1003の2の西筆界及び北筆界、車尾字参番割東1004の1の北筆界、車尾字土橋1673の西筆界、南筆界及び東筆界、中島字中島東と車尾字土橋の境界線、車尾字土橋

と上福原字南中江の境界線、市道中島1号線の北側線、上福原字東中江719の2の西筆界及び南筆界、上福原字浜中井手添205の3の西筆界、上福原字浜中井手添205の6の西筆界及び南筆界、車尾字浜中砂ノ下1281の2、1281の4、1282の3、1282の7、1283の1、1283の2、1284の1の各西筆界、車尾字浜中砂ノ下と車尾字宮ノ前の境界線、車尾字橋中江1278の10、1277の8、1269の4、1269の6、1269の7の各東筆界、車尾字砂ノ下1233の7、1233の6、1233の8、1230の6の各東筆界、車尾字砂ノ下1230の5の東筆界及び南筆界、車尾字砂ノ下と東尾二丁目の境界線、車尾字大池端と車尾二丁目の境界線、車尾字参番割東と車尾二丁目の境界線、車尾字新地山下と車尾二丁目の境界線、車尾字西屋敷下端と車尾二丁目の境界線、車尾字参番割西と車尾二丁目の境界線

鳥取県告示第488号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定に基づき、米子市堀川北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所
梶原 福市	米子市西福原九丁目2-48
永井 三郎	米子市両三柳2289
石原 哲夫	米子市両三柳2293
倉本 善正	米子市両三柳2195
森井 明	米子市両三柳1195-1
磯村 岩夫	米子市西福原1557
大太 敬二	米子市西福原六丁目13-23
渡邊 信市	米子市西福原八丁目1-63
生林 秀明	米子市西福原六丁目12-7
坂口 晴彦	米子市天神町一丁目58
遠藤 雅久	米子市道笑町一丁目12
内藤 勝人	米子市角盤町二丁目9
山川 栄子	米子市皆生温泉一丁目1-64

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から平成11年度の火災・自動車損害共済事業及び水力発電用機械損害共済事業に係る経営状況の通知があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成12年 8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

平成11年度財団法人道府県会館災害共済事業経営状況

1 火災・自動車損害共済事業	
(1) 共済基金分担金その他の収入	5,269,202,758円
(2) 災害共済金その他の支出	2,440,205,107円
(3) 次期繰越収支差額	2,828,997,651円
(4) 期末正味財産	18,775,460,811円
2 水力発電用機械損害共済事業	
(1) 共済基金分担金その他の収入	964,183,585円
(2) 災害共済金その他の支出	442,301,719円
(3) 次期繰越収支差額	521,881,866円
(4) 期末正味財産	5,051,971,866円

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成12年8月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施区分

区 分	対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避難設備 消 火 器	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士

2 日時及び講習科目

区 分	月 日	時 間	講 習 科 目
消火設備	10月10日(火)	9時30分から12時まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
警報設備	10月12日(木)	9時30分から12時まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
避難設備 消 火 器	10月13日(金)	9時30分から12時まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(注) 講習終了後、筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市山根529-2 県立倉吉体育文化会館

4 受講申請書の受付期間

平成12年8月21日（月）から同年9月8日（金）まで（郵送の場合は、平成12年9月8日（金）までの消印があるもの限り受け付ける。）

5 受講申請書の提出先

郵便番号 680-0803

鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

6 受講申請書の添付書類等

受講申請書には、提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像の写真を所定欄にはり付けること。

なお、受講申請書は、社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県生活環境部消防課及び各消防局に備え付けの用紙によるものとし、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

また、講習科目の一部の免除を希望する者は、当該免除を受ける講習の課程を修了した旨を証明する書類を提出すること。

7 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、1の講習の区分につき7,000円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合消印しないこと。

8 その他

(1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 講習に際し、不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会（電話0857-26-5165）又は鳥取県生活環境部消防課（電話0857-26-7790）に問い合わせること。